

## 2007.09.28：平成19年第3回定例会（第2日） 本文

大野はるひこ議員 初当選以来5か月が過ぎようとしております。私の抱負でありま  
す公僕として全体に奉仕する精神で区政に取り組むこと。税金のむだ遣いをなくし、公平、  
公正な社会の実現を目指すこと。思いやりのある福祉社会をつくること。をモットーに、  
初心を忘れることなく、区民の皆様方から信頼される政治家を目指してまいりたいと思  
います。

政治は、いと小さく貧しき人々、社会的弱者のためにあります。また、議会は行政のチ  
ェック機関で車の両輪です。新人議員ではありますが、それぞれの分野で勉強をして歯車  
の一部になれるように努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げま  
す。

区政に関する一般質問を行います。

地上デジタル放送化に伴う低所得者、生活保護者の方々への対策についてお伺いたし  
ます。

地上デジタルテレビ放送は、既に2006年12月までに全国都道府県庁所在地で放送  
が開始されています。その後、放送エリアが順次拡大され、2011年7月24日までに  
現行のアナログテレビ放送が終了されます。

従来のアナログ方式と比べて、より高品質な映像と音声に加えて、双方向サービス、暮  
らしに役立つ地域情報を受信することができる新たな放送です。また、字幕放送や音声速  
度も変えられ、高齢者や障がいがある方に優しいサービスが充実しています。

地上デジタル化に伴い、テレビ放映を見るためにはデジタルチューナーの購入及びU H  
Fアンテナが必要となります。購入できなければテレビを見ることができなくなります。  
低所得者、生活保護を受けられているの方々への対策についてお伺いたします。

次に、選挙公報の視覚、聴覚障がい者の方々への対応についてお伺いたします。

板橋区では、視覚障がい者のためにSPコードを用いることにより活字文書を音声に変  
換し「スピーチオ」や「テルミー」などの専用の読み上げ装置を使用して音声で内容を  
入手することができます。また、聴覚障がい者の方へは内容が点字化され対応がなされて  
います。

現在、「広報いたばし」、「区議会だより」においても、視覚障がい者のためにカセットテ  
ープ、また聴覚障がい者の方へは、内容が点字化され、区内の各施設より貸し出しが行わ  
れています。各級選挙の際に発行される選挙公報も、それぞれの候補者の抱負、政策等が  
正確に伝わるようにテープ、CD、SPコード、点字化等の対応についての考えをお聞か  
せください。

次に、医療と介護保険の利用負担に関する低所得者への対策についてお伺いたします。

2008年4月より後期高齢者医療制度が創設され、介護保険料に加え、75歳以上の  
方には個人単位で保険料が発生いたします。このことから、医療と介護保険の両方を利用  
する世帯の自己負担が重くなり過ぎないように、年齢や所得に応じて7段階で負担限度額が  
設定されると聞いております。この「高額医療・高額介護合算制度」での自己負担限度額  
は75歳以上の夫婦2人世帯で一般所得者の場合はどのようになるのでしょうか。低所得  
者への対策として、住民税非課税世帯の場合はどうでしょうか。また、住民税非課税世帯  
の中でも、年金80万円以下の場合はどのようになるのでしょうか、お伺いたします。

次に、高齢者元気リフレッシュ事業についてお伺いたします。

70歳以上の介護保険サービスを受けていない元気高齢者の自立生活の維持と要介護3、  
4、5の方を介護している家族のリフレッシュ機会の確保を目的として利用券を交付する  
制度が平成20年度までの事業として実施され、今年度の利用者は既に2万人を超えてい

るとお聞きしています。利用者の方々からも好評を得ています。私も介護予防、介護をされている方のリフレッシュには大変よいことだと思います。しかしながら、申請をしない方、また知らない方はサービスを受けることができません。平成20年度までの事業ですが、本年度も一般会計より予算額の1億3,260万9,000円が拠出される見込みですが、平成21年度以降は対象の方全員がサービスを受けられ、介護予防、リフレッシュができる対策を、利用券の見直しを含め検討をする必要があると考えますが、いかがでしょうか。

次に、防災対策についてお伺いいたします。

震災、火災、水災時における消防団の任務は非常に重要です。活動拠点である資機材置場の充実が必要であると考えます。各分団の資機材置場を点検し、手狭な資機材置場は活動がしやすくなるよう、随時、移動し体制を整えていくべきではないでしょうか。公園内や公共施設の跡地、建て替えの際の場所の確保はできないのでしょうか。

次に、指定避難場所の設備、物資、暑さ寒さ対策についてお伺いいたします。

報道によると、9割近い公立学校が、災害時の避難場所に指定されているにもかかわらず、自家発電設備があるのはわずか14%、防災倉庫、浄水設備が整備されている学校は27%、バリアフリー化をしたりして避難場所としての利用を想定し配慮をしている市区町村は28%と発表されました。板橋区では災害時の拠点となる学校への整備状況、対策はどのようにお考えかお聞かせください。

また、災害はいつ起こるかわかりません。本年度、小・中学校の冷房化が整いましたが、被災者の方々は体育館での生活を余儀なくされます。地球温暖化により異常気象の中、災害時対策としての体育館の暑さ寒さ対策についての考えをお聞かせください。

次に、学校防災連絡会の組織についてお伺いいたします。

学校防災連絡会は、学校、区職員、地域担当の町会、自治会、近隣の協力員、PTAの会長・副会長で組織されています。町会、自治会、近隣協力員、PTAの方々の中に消防団員が組織の中に入っていることがあります。災害時、消防団員は任務に支障を来す恐れがありますので、組織の見直しをし、また学校長は避難所で、避難所の管理運営を統括するとなっておりますが、遠方にお住まいの校長先生は避難所にすぐ来ることはできないので、学校が所在する町会、自治会の会長が、また会長が任につけない場合は代理の方が、校長先生が来るまでの避難所の責任者として指揮をとることが、被災者への迅速な対応につながるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、災害時の要援護者の掌握についてお伺いいたします。

個人情報保護の問題がありますが、都市部では現在、向こう3軒両隣の時代ではなく、隣に住んでいる人がだれかもわからない社会です。過日発生いたしました新潟県中越沖地震で大きな被害の出た柏崎市は、災害時要援護者名簿を作成したにもかかわらず、市の職員が電話で安否を確認したところ、台帳に登録された方で連絡がついたのは2割強であったとのことです。迅速な対応をするためにも、関係各方面との連携を図ることが必要であります。板橋区としての取り組みについて考えをお聞かせください。

次に、教育対策についてです。

不登校、いじめ、暴力対策についてお伺いいたします。

文部科学省の学校基本調査では、昨年度、不登校だった中学生の割合は35人に1人で過去最高になり、1学級に1人は不登校の生徒がいる状況です。また、都内の公立学校はいじめの件数は、前年度の957件から6,784件へと、約7倍に増えています。いじめによる自殺が相次いだことを受け、文部科学省がいじめの定義を広げたため、従来は統計に上がらなかった事案が掘り起こされたと見られています。児童虐待では、今年上半期に

全国の警察が摘発した児童虐待事件は昨年同期比で24.2%増の149件に上ることが警視庁より発表されています。板橋区での不登校、いじめ、暴力対策についてお聞かせください。

次に、学校選択制についてお伺いいたします。

学校選択制により、学校間での児童・生徒の偏りが発生しています。特色ある学校づくりと言っても公立学校では大変難しく、校長先生をはじめ先生方はご苦労をされています。判断基準が、風評や友達と同じ学校がいいからと学区域外の学校を選択しているのが現状です。中学校の部活動においては、生徒が望む種目が少なく、希望のクラブに入部したとしても、顧問の先生の異動により廃部になることもあるようです。外部指導員の方による部活動も学校の先生方が顧問をお引き受けいただいていないのが現状です。諸問題がいろいろあると思いますが、すべての大会の付き添いに外部指導員の方が顧問として参加できることはできないのでしょうか。学校、地域、家庭と言いますが、三者がお互いに連携、協調し、地域に根差した学校になるためにも、学校選択制の見直しをするべきではないでしょうか。

次に、学校週5日制、ゆとり教育についてお伺いいたします。

私立学校を否定するわけではありませんが、ますます公立学校離れ、学力の格差が生じています。「ゆとり教育」とは言うものの、先生方や児童・生徒には「ゆとり」はないように感じます。現場の先生方の中には、土曜日も授業があった方が「ゆとり」ができるというような声をお聞きします。学校5日制を見直し、また本人の努力も、もちろん必要ですが、塾に通いたくても経済的な理由で通えない子ども、やる気のある子どもたちに退職をされた先生方による補講授業を実施するとともに、本年度全小・中学校の冷房化が実施されましたので、夏休みを短縮し、学力の向上に充てたらどうかと思います。

次に、理解のない保護者への対応についてお伺いいたします。

基礎的学力を身につけさせるのが学校教育で、「しつけ」は家庭にあります。理不尽な要求で学校を混乱させる保護者、いわゆる「モンスターペアレント」について文部科学省が来年度から本格的な学校支援に乗り出す方針を固め、地域ごとに外部のカウンセラーや弁護士らによる協力体制を確立し、学校にかかる負担を軽減することを検討しているとのことですが、板橋区においても、給食費、教材費等の未納に際して、払えるのに払えない保護者への対応は、各学校の校長先生をはじめ、先生が個別に折衝しています。中には再三の依頼に応じないで、最終的には先生が負担をしていることがあるようです。港区では、「教員にはクレーム対応よりも教育にしっかりと時間をとらせたい」ということで専門弁護士が配置されました。板橋区での今後の対策についてお聞きいたします。

次に、総合型地域スポーツクラブへの取り組みについてお伺いいたします。

文部科学省は、身近にスポーツができる環境を住民自らの力でつくり、育ててゆこうとする総合型地域スポーツクラブを推進しています。総合型地域スポーツクラブの特徴はいろいろありますが、高齢者の介護予防、そして青少年の体力の向上と健全育成にもつながることと思います。板橋区では中台地区が地域スポーツクラブを立ち上げるために2年間を費やし、本年9月に「志村スポーツクラブ・プリムラ」が発足されたとお聞きしています。住民自らの力でつくり、育ててゆく総合型地域スポーツクラブではありませんが、拠点となる施設、グラウンド、体育館、クラブハウスの確保、また運営にあたりもろもろの課題に取り組んでいくためには、板橋区当局の支援がなければ軌道に乗ることはできないと考えます。板橋区としての「志村スポーツクラブ・プリムラ」を含め、今後の総合型地域スポーツクラブに対しての取り組み、考えをお聞かせください。

次に、区民事務所・地域センターの現状についてお伺いいたします。

平成17年4月より、出張所が再編され、区民事務所、地域センターになり2年が経過いたしました。私は、今までの出張所に戻すことは考えておりませんが、再編に際し、区民の皆様に対してのサービスの低下がないようにとのことで、区民事務所、地域センターが設置されましたが、区民事務所では窓口業務がなされているものの、地域センターでは、地域振興業務のほか、区民カードによる自動交付機で発行される「住民票の写し」、「印鑑登録証明書」、外国人の「登録原票記載事項証明書」のみの発行で各種届け出の取り扱いができません。高齢者の方や障がい者の方は近くの地域センターで手続きできない場合、区民事務所に行かなくてはなりません。交通の便が悪い地域にお住まいの方は容易ではありません。職員の定数は現在を維持し、IT化を推し進め、各種届け出、証明書の発行が機械でできるようにするべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

次に、区民事務所、地域センターの灰皿の設置状況についてお伺いいたします。

受動喫煙対策、分煙化に伴い、区内公共施設では建物内は禁煙になっています。一部の区民事務所、地域センターの外には灰皿が設置されておりますが、桜川地域センターを含め設置されていないところもあります。設置されていない施設では、吸殻が敷地内、道路に投げ捨てられる可能性があり、環境美化が失われ、また、火災の原因になる可能性もあります。設置されていない区民事務所、地域センターへの灰皿の設置を希望いたしますが、いかがでしょうか。

次に、東武東上線の立体化についてお伺いいたします。

昭和62年に板橋区市街地整備方針に東武東上線連続立体化促進が位置づけられて以来、20数年が経過いたしました。平成16年には、東京都が踏切対策基本方針を発表し、都内の20か所が抽出された「鉄道立体化の検討対象区間」の中に「大山駅付近」及び「常盤台から上板橋付近」が抽出され、また、本年1月には東武鉄道より踏切道連続立体化推進についての要望が区長あてに提出されました。連続立体化についてはさまざまな課題がありますが、東武鉄道も歩み寄っていますので、議会も党派を超えて、都議会、国会議員の方々と連携をとり、推し進めていかなければならないと考えます。連続立体化の早期実現に向けての区長の決意をお伺いいたします。また、鉄道を地下化し、地下化によってできたスペースに緑化、駐輪場を設置することにより有効活用ができると考えますが、いかがでしょうか。

次に、保育サービスの拡大についてです。

保育園の待機児童対策についてお伺いいたします。

現在、板橋区における保育園の待機児状況は、本年4月1日現在で23区中6番目に多く、ここ5年間で認可定員数を約200名増員したにもかかわらず、依然として多くの待機児が存在している状況にあります。東京都内では、昨年度と比較すると全体で300人余り待機児が減少している中で、残念ながら板橋区は6名増えている現状にあります。区長も施政方針でおっしゃっている「子育て力」の向上の中で待機児解消を挙げられています。待機児問題は、保育行政において大きな課題であり、保護者の視点に立てば、早急に解決しなければならない問題です。区として待機児解消に全力で対処していただきたいと考えております。そこで、板橋区内における直近の保育園待機児状況と、待機児解消に向け、具体的な今後の対策についてお答えください。

次に、「認定こども園」についてお伺いいたします。

都内では、既に幼保連携型、保育所型、幼稚園型と3種類の認定こども園が新宿、世田谷、品川区、そして小平市の計4か所でスタートしています。板橋区でも今年度中に赤塚地域において、認証保育所を運営しているコスモメイト成増保育園が、東京都では最初となる地方裁量型の認定こども園として開園すると伺っております。開園予定である認定こ

ども園の進捗状況並びに認定こども園に対する区の考え方、さらには認定こども園開園に伴う待機児解消の効果についてお答えください。

次に、多子軽減についてお伺いいたします。

少子化社会と言われる中で、子どもが複数いらっしゃる家庭では、経済的なことをはじめ、さまざまなご苦労があることを認識しております。現在、板橋区では同一世帯内で保育園に通う児童が2人以上いる場合、保育料の軽減を行っているところではありますが、多子軽減において厚生労働省が基準の見直しを行ったと聞いております。今回の基準改定の内容、並びに板橋区としての多子軽減における方針をお示し願います。

最後に、少子化対策についてお伺いいたします。

買い物優待を柱とする子育て支援事業が、全国各自治体で実施されています。石川県では、未来を担う子どもたちを数多く養育する家庭を社会全体で支えることを目的に、3人以上の子どもがいる世帯に協賛企業が支援するプレミアム・パスポートを発行しています。静岡県では、18歳未満の子どもを同伴した保護者、または妊娠中の方が協賛店でカードを提示すると、商品や飲食物の価格割引やカードのポイント進呈などのサービスが受けられる制度「しずおか子育て優待カード」が発行され、また、足立区でも、平成19年7月1日より、中学生までの子どもがいる世帯、及び妊娠中の方がいる世帯は、パスポートを提示すると、協賛店舗で買い物の際に5%の割引サービスが受けられる子育て支援パスポート事業が実施されています。板橋区でも、子育て中の世帯を経済的に応援するとともに、区内の商店街店舗における消費拡大、活性化を目的として、商店街連合会の協力を得て実施したらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手する人あり)

---

区長(坂本 健君) 議長、区長。

---

議長(佐々木としたか議員) 区長。  
〔区長(坂本 健君)登壇〕

---

区長(坂本 健君) 大野はるひこ議員の一般質問にお答えいたします。

最初に、テレビのデジタル化に伴います低所得者、生活保護者に対するの対策でございます。地上デジタル放送化に伴います低所得者や生活保護を受けられている方々への対策につきましては、総務省が経済的理由によりテレビが視聴できなくなる世帯への具体的な支援策を平成20年夏までに公表できるように検討していると聞いております。板橋区といたしましても、今後の国の動向に注意を払いながら、対策について検討していきたいと考えております。

次に、医療と介護保険の利用負担に関するご質問の中で、75歳以上の夫婦2人世帯で一般所得者の場合の自己負担限度額についてのご質問でございます。高額医療及び高額介護合算制度は、1年間の医療保険と介護保険における自己負担の合算額が著しく高額になる場合につきましては負担を軽減する仕組みで、一般所得者世帯の場合には56万円が年間の自己負担限度額となります。

続いて、低所得者への対策として住民税非課税世帯の場合、もう一つは、住民税非課税世帯の中でも、年金80万円以下の場合のご質問でございます。後期高齢者の世帯で住民税非課税世帯の場合の自己負担限度額につきましては31万円でございます。もう一つは、住民税非課税世帯のうち、年間年金収入80万円以下の場合に対しましては、さらに考慮

いたしまして、自己負担限度額につきましては19万円でございます。現行制度におきましては、医療と介護それぞれで限度額を定めているために、同じ世帯で医療と介護を利用すると過度の負担がかかる場合がございますので、新たに設けられる合算制度におきましては、こうした負担が軽減され、低所得者への配慮もなされていると考えております。

次に、高齢者元気リフレッシュ事業についてのご質問でございます。高齢者元気リフレッシュ事業は、第3期介護保険料の改正に伴って実施したものでございます。区民への周知方法といたしまして、現在、「広報いたばし」、ホームページへの掲載のほか、各町会への回覧を行っておりますが、今後も事業の周知が十分となりますように努めてまいります。また、この事業につきましては、これまでの実績や状況から、介護予防やリフレッシュにも有効であると考えております。平成21年度以降につきましては、事業の内容も含めて、20年度中に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、消防団資機材置場の充実についてのお尋ねでございます。消防団施設の充実につきましては、消防機関からの要望を受け、主に分団本部の施設整備等に協力をしているところでございます。今後も関係機関との連携を図りながら対応してまいりたいと考えております。

続いて、災害時の指定避難所の設備、物資、暑さ寒さ対策についてのご質問でございます。避難所設備では、区立小・中学校の避難所のうち、拠点避難所の6校につきましては既に自家発電装置が整備されているところでございます。その他の避難所につきましても、大規模改修にあわせて順次整備していく予定でございます。

物資につきましては、各避難所とも備蓄倉庫に食料や毛布、炊き出し用具等の資機材を備蓄しているところであります。飲料水は受水槽を利用する計画となっておりますけれども、要援護者対策といたしまして、ペットボトルの飲料水の配備を現在検討しております。

バリアフリー化につきましては、具体的な取り組みとして、洋式タイプのマンホールトイレを平成18年度から順次配備をしております。

暑さ対策といたしましては、災害時協定に基づき、扇風機などの提供を予定しており、寒さ対策といたしましては、要援護者対策として、防寒シート等、必要な物資の備蓄を検討しております。

続いて、学校防災連絡会の組織についてのご質問でございます。学校防災連絡会につきましては、板橋区学校防災計画指針に基づきまして、学校長と町会との話し合いの中で出席者が選ばれております。また、避難所長は、学校防災計画によりまして学校長が指定をされておるところであります。今後、出席者の人選や学校長不在の場合の対応につきまして、学校防災連絡会の中で、より適切な避難所運営が図られますように調整をしていきたいと考えております。

続いて、おひとり暮らし世帯の把握についてのご質問でございます。板橋区では、平成17年度から要援護者名簿登録制度を実施しており、自力で避難所へ行くことが困難な方からの申し出によりまして登録できる制度となっております。登録した情報は、ご本人の同意に基づき、警察署、消防署、消防団、住民防災組織、民生委員に提供し、震災時に安否確認を行っていただくものでございます。要援護者対策といたしましては、昨年度は住民の方にも参加していただき、要援護者対応訓練を実施いたしました。今後も引き続き、この制度の普及、啓発に努めてまいります。

次に、区民事務所・地域センターにおける区民に対するサービスの向上についてのご質問でございます。現在、自動交付機で住民票の写しなど3種類の証明書を発行しております。平成19年8月の実績では、全発行件数の37%を占めておりまして、利用率は高まっております。今後、さらに区民の利便性を高めるために、平成21年度から税証明書の

発行開始に向けて準備を進めているところでございます。

続いて、灰皿の設置状況でございます。灰皿は環境美化や火災予防の点からも設置が必要と思われるので、未設置の施設につきましては、地域の状況に応じて早急に対応したいと思っております。

続いて、東武東上線連続立体化の早期実現と鉄道の地下化によるスペースの活用についてのご質問でございます。区としましては、東上線の連続立体化は安心・安全の立場からも大変重要な事業と考えております。今後も周辺のまちづくりと一体的に考えながら、関係者間による情報交換を行い、早期実現化に向け、関係機関に働きかけてまいります。スペースの活用につきましては、鉄道事業者等との協議を行い、検討を図ってまいります。

続きまして、保育サービスにおける待機児童対策についてのご質問でございます。保育園の待機児童は、4月当初188名、現在は286名となっております。来月には認定こども園が開設するほか、認証保育所が今後新設される予定となっております。待機児解消に貢献するものと認識をしているところであります。来年度以降も区立保育園の定員増や弾力化を進めるとともに、家庭福祉員の増員も含めて待機児解消に努めていきたいと考えております。

続いて、認定こども園についてのご質問でございます。待機児解消の面から考えますと、4類型ある認定こども園のうち、保育に欠ける児童が入園できる幼稚園型と地方裁量型の開設を期待しているところでございます。今回、開園する認定こども園では、保育に欠ける児童の定員が新たに35名増員することから、赤塚地域における待機児解消には効果が期待できるものと考えております。

次に、多子軽減についてのご質問でございます。板橋区は、これまで認可保育所の園児を対象に多子軽減を行い、国庫負担の対象となっておりました。今回、児童福祉法による保育所運営費国庫負担金の一部改正をされたことに伴いまして、認可保育所に加え幼稚園、認定こども園も軽減対象になりました。板橋区としましては、この方針に従いまして、幼稚園、認定こども園も対象とする多子軽減を行いたいと考えておりますが、国庫負担金対象は私立保育園在園児のみとなっております。公立保育園の児童の取り扱い等を含め、実施方法等を今後検討してまいります。

最後の質問でございます。少子化対策としての介護の優待を柱とした商店街連合会との連携についてのご質問でございます。子育て支援のための商店街で割引サービスが受けられるカードの事業化につきましては、既に足立区において実施をしております。ほかにも数区で実施に向けた検討を行っていると同様でございます。カードの制作費やPRの方法、協力店の確保などの課題がありますので、商店街連合会を含め、関係団体と協議をしてまいりたいと考えております。

残りました答弁につきましては、選挙管理委員会に関する答弁は選挙管理委員会事務局長が、教育委員会に関する答弁につきましては教育長がそれぞれ行わせていただきます。

---

教育長（北川容子君） 議長、教育長。

---

議長（佐々木としたか議員） 教育長。  
〔教育長（北川容子君）登壇〕

---

教育長（北川容子君） 教育委員会関係の質問について、お答えをいたします。

初めに、板橋区の不登校、いじめ、児童虐待への対策についてでございます。本区の平成18年度不登校児童・生徒の出現率は小学校で0.3%、中学校で3.61%でございま

して、小学校においては全国及び東京都の出現率を下回りました。今年度は不登校対策プロジェクトチームを立ち上げまして、さらなる不登校対策の充実を目指しているところでございます。また、平成18年度の区立学校でのいじめを把握した件数は、小学校で93件、中学校で59件ございました。いじめ投書箱、子ども発信メール、板橋区いじめ110番への電話相談などを活用するとともに、早期発見、解決を図りながら、いじめの未然防止に今後も取り組んでまいりたいと考えております。

次に、児童虐待につきましては、児童相談所への一時保護があった際に、各学校から報告を受けておりますが、年間で数件ございます。各学校では児童・生徒の日常生活面について十分な観察、注意を払いながら教育活動をする中で、児童虐待の早期発見、対応に努めるとともに、発見した際には関係諸機関との連携を図って迅速な対策を行ってまいります。

次に、部活動についてでございます。外部指導員が顧問として大会に参加することはできないかということでございますが、部活動は児童・生徒の人間形成に大きな役割を果たしておりまして、外部指導員の導入は部活動の活性化に寄与しているというふうに考えております。現在、一部の個人競技を除いて外部指導員が引率しての大会参加は、残念ながらまだ認められていない状況でございます。今後も引き続き中学校体育連盟等に外部指導員の大会引率を認めるよう働きかけてまいりたいと思っております。

続いて、学校選択制といっても判断の基準が風評や個人関係、友人関係となっているのが現状ではないかということに関してですが、学校選択制導入後、教育改革重点事業ですとか、学校裁量予算の充実、学校のいっぴん事業などの実施によりまして各学校が特色ある教育活動を着実に推進してきております。

また、その内容を広く保護者に周知するため、各小学校を紹介する「板橋区立学校案内」という冊子をつくったり、学校ごとのホームページも充実をさせて開設をしているところでございます。今後とも風評等が選択の判断基準とならないように、正確な学校情報の発信に学校と一体となって取り組み、保護者への浸透を図ってまいりたいと考えております。

次に、ゆとり教育につきまして、退職された先生方に補講授業や夏休みの短縮による学力の向上をしてはいかがかというご質問でございます。子どもたちにしっかりとした基礎学力を定着させるために、現在、各小・中学校において、放課後や夏休み中の補充授業を行ってきております。今後、この補充授業をさらに充実させるとともに、中教審の報告の後、国や都の動向を見定めながら、夏休みの扱いについても検討してまいります。

次に、理解のない保護者への対応についてで、まず、給食費等の未納者対策でございますが、給食費や教材費等の未納者への対応については、各学校が主体的かつ地域的な特性にあわせまして、粘り強く督促事務を行っているところでございます。

学校では、保護者の所得状況を把握していないために、支払い能力の有無は不明でございますけれども、滞納の理由としては、保護者の経済的な問題、責任感や規範意識の欠如等が考えられます。教育委員会では、5月に学校給食費未納対策検討会を立ち上げまして、各学校におけます実態を把握するとともに、滞納世帯に対する法的措置の可否についても検討を進めているところでございます。

それから、理解のない保護者への対応についてですが、理解のない保護者からの訴えについては、まず各学校で対応をしておりますが、それでも保護者の理解が得られない場合は、教育委員会に連絡が入ることが多くなっております。今後、教員対象の訴えに対する研修会を開催いたしまして、理解のない保護者への対応能力を向上させるとともに、現在、総務部総務課で弁護士の契約をしておりますので、この制度を活用しながら、法律面での対応も考えてまいりたいというふうに考えております。

最後に、総合型地域スポーツクラブの取り組みについてでございます。少子高齢化の進展、地域社会の活力低下などが指摘される中で、スポーツに寄せる期待が非常に高まっております。住民自らがつくり育てる総合型地域スポーツクラブは大変意義のあるものだと考えています。総合型地域スポーツクラブに対する取り組みにつきましても、施設の確保が最大の課題となっております。

そこで、志村スポーツクラブ・プリムラの活動場所として、当面、旧都立志村高校のグラウンドとテニスコートの借用について、東京都教育庁と協定を締結したところでございます。今後とも活動拠点の確保に努めてまいりたいと考えているところです。

以上でございます。

---

選挙管理委員会事務局長（大澤公一君） 議長、選挙管理委員会事務局長。

---

議長（佐々木としたか議員） 選挙管理委員会事務局長。

〔選挙管理委員会事務局長（大澤公一君）登壇〕

---

選挙管理委員会事務局長（大澤公一君） 選挙管理委員会関係のご質問にお答えを申し上げます。

選挙公報の視覚障がい者、聴覚障がい者への対応についてのお尋ねがございました。選挙は民主主義の根幹をなすものでございますので、障がい者のある有権者の皆様が支障なく投票に参加できる条件を整備いたしますことは、選挙管理委員会にとりまして重要な課題であると認識をしているところでございます。ご質問のありました選挙公報の点字化や音声化につきましては、視覚障がい者、聴覚障がい者の皆様の大事な選挙権の行使にかかわる問題でございますので、次回の区議会議員選挙、区長選挙に向けまして前向きに検討してまいります。

なお、衆議院議員選挙、参議院議員選挙、都知事選挙、都議会議員選挙の選挙公報につきましては、東京都選挙管理委員会の所管でございますので、東京都選挙管理委員会の方にその旨を伝えてまいります。

以上でございます。